

そ の 他

1. 視察状況

(1) 北部浄化センター

① 学校関係(施設見学)

小学校	0 校	0 人
中学校	0 校	0 人
小計	0 校	0 人

② 視察及び施設見学

自治会	0 団体	0 人
公共団体	0 団体	0 人
個人	0 団体	0 人
企業等	0 団体	0 人
その他の団体	1 団体	9 人
小計	1 団体	9 人

合計 9 人

(2) 中部浄化センター

① 学校関係(施設見学)

小学校	0 校	0 人
中学校	0 校	0 人
小計	0 校	0 人

② 視察及び施設見学

自治会	0 団体	0 人
公共団体	0 団体	0 人
個人	0 団体	0 人
企業等	0 団体	0 人
その他の団体	1 団体	9 人
小計	1 団体	9 人

合計 9 人

2. 用語の説明

pH(水素イオン濃度)

液体が酸性であるかアルカリ性であるかを示す数値で、pH7が中性、7未満を酸性、7を超えるものをアルカリ性という。

DO(溶存酸素)

水中に溶けている酸素をいう。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中に含まれる分解可能な有機物等が、微生物の働きによって分解し、安定化するときに消費される酸素量をいう。

C-BOD

硝化細菌によるアンモニア性窒素や亜硝酸性窒素の酸化を抑制した状態でのBODをいう。

COD(化学的酸素要求量)

水中に含まれる分解可能な有機物等が、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で分解し、安定化する時に消費される酸素量をいう。

SS(浮遊物質)

水中に浮遊している物質の総称をいう。

MLSS

反応タンク内混合液の浮遊物質をいう。

SV

反応タンク内混合液又は返送汚泥を1リットルのメスシリンダーに入れ、30分静置したのち、沈殿した汚泥量をパーセントで表したものをいう。

SVI

反応タンク内混合液を30分静置した場合に、活性汚泥浮遊物質1gが占める容量をミリリットル数で表したものをいう。

N.D.

定量下限値以下をいう。

Nm³

標準状態(101.32kPa, 0℃)に換算した気体の体積をm³単位で表示していることを示す。

3. 関連法令一覧

- ①下水道法
- ②環境基本法
- ③水質汚濁防止法
- ④大気汚染防止法
- ⑤ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑥労働基準法
- ⑦労働安全衛生法
- ⑧職業安定法
- ⑨労働者災害補償保険法
- ⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑪騒音規制法
- ⑫振動規制法
- ⑬悪臭防止法
- ⑭建築基準法
- ⑮電気事業法
- ⑯高圧ガス保安法
- ⑰消防法
- ⑱計量法
- ⑲水道法
- ⑳電気通信事業法
- ㉑地球温暖化対策の推進に関する法律
- ㉒エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ㉓神奈川県地球温暖化対策推進条例
- ㉔神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- ㉕大和市下水道条例
- ㉖電気設備技術基準
- ㉗電力会社供給規定
- ㉘内線規定
- ㉙フロン排出抑制法
- ㉚その他関連法令等

4. 法定基準一覧

(1) 排水基準

項目	下水道法	水質汚濁防止法	県条例
水素イオン濃度 (mg/l)	5~9	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD (mg/l)	600	25	25
COD (mg/l)	-	25	25
浮遊物質 (mg/l)	600	70	70
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) (mg/l)	5	5	5
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) (mg/l)	30	10	10
フェノール類含有量 (mg/l)	0.5	5	0.5
銅含有量 (mg/l)	3	3	3
亜鉛含有量 (mg/l)	2	2	2
溶解性鉄含有量 (mg/l)	10	10	10
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	1	10	1
クロム含有量 (mg/l)	2	2	2
大腸菌群数 (個/m ³)	-	3,000	3,000
カドミウム及びその他化合物 (mg/l)	0.03	0.03	0.03
シアン化合物 (mg/l)	1	1	1
有機りん化合物 (mg/l)	0.2	1	0.2
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物 (mg/l)	0.5	0.5	0.5
ひ素及びその他化合物 (mg/l)	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	0.005	0.005	0.005
PCB (mg/l)	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン (mg/l)	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン (mg/l)	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン (mg/l)	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素 (mg/l)	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	1	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	0.02	0.02	0.02
チウラム (mg/l)	0.06	0.06	0.06
シマジン (mg/l)	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ (mg/l)	0.2	0.2	0.2
ベンゼン (mg/l)	0.1	0.1	0.1
セレン (mg/l)	0.1	0.1	0.1
ホウ素及びその他化合物 (mg/l)	10	10	10
ふっ素及びその他化合物 (mg/l)	8	8	8
アンモニア,アンモニウム化合物,亜硝酸化合物 (mg/l)	380	100	100
1,4-ジオキサン (mg/l)	0.5	0.5	0.5
ニッケル (mg/l)	1	-	1

(2) 特別管理産業廃棄物判定基準

項目	判定基準	関連法令
含水率 ^{注1)} (%)	85	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
カドミウム及びその他化合物 (mg/ℓ)	0.09	
シアン化合物 (mg/ℓ)	1	
有機りん化合物 (mg/ℓ)	1	
鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	0.3	
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	1.5	
ひ素及びその他化合物 (mg/ℓ)	0.3	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/ℓ)	0.005	
アルキル水銀 (mg/ℓ)	検出されないこと	
PCB (mg/ℓ)	0.003	
トリクロロエチレン (mg/ℓ)	0.1	
テトラクロロエチレン (mg/ℓ)	0.1	
ジクロロメタン (mg/ℓ)	0.2	
四塩化炭素 (mg/ℓ)	0.02	
1,2-ジクロロエタン (mg/ℓ)	0.04	
1,1-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/ℓ)	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/ℓ)	3	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/ℓ)	0.06	
1,3-ジクロロプロペン (mg/ℓ)	0.02	
チウラム (mg/ℓ)	0.06	
シマジン (mg/ℓ)	0.03	
チオベンカルブ (mg/ℓ)	0.2	
ベンゼン (mg/ℓ)	0.1	
セレン (mg/ℓ)	0.3	
1,4-ジオキサン (mg/ℓ)	0.5	

注1: 含水率の85%以下は、埋め立て処分の基準である。

また、判定基準は溶出試験値である。

(3) ダイオキシン類規制基準

項目	規制基準	関連法令
放流水 (pg-TEQ/ℓ)	10	ダイオキシン類対策特別措置法
焼却炉排出ガス (ng-TEQ/Nm ³)	5	
脱水ケーキ、沈砂、焼却灰及び廃砂 (ng-TEQ/g)	3	
焼却炉作業環境 ^{注1)} (pg-TEQ/m ³)	2.5	

注1: ダイオキシン類濃度2.5pg-TEQ/m³以下は、第1管理区域の基準である。

(4) 臭気規制基準

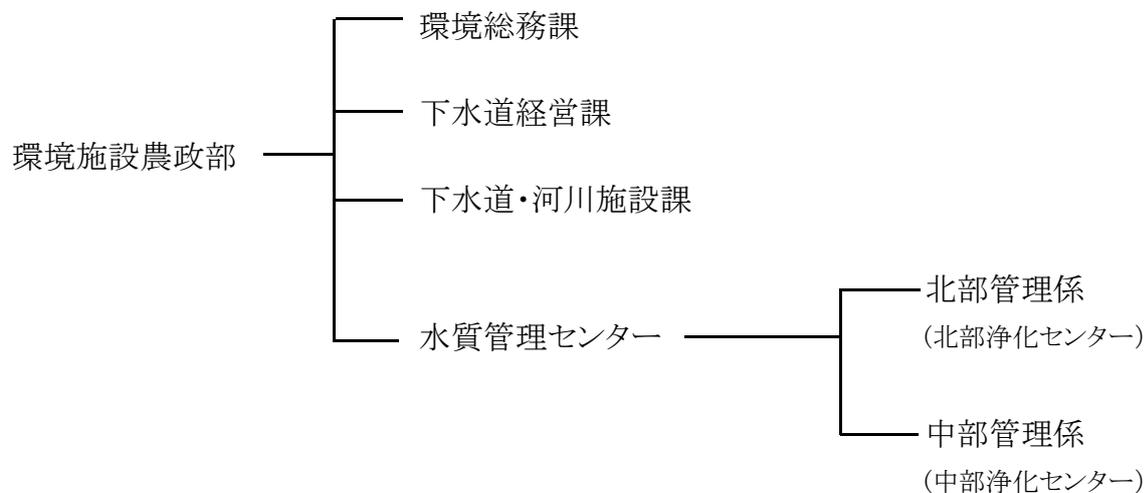
項目	規制基準	関連法令
敷地境界(1号基準) (臭気指数)	15	悪臭防止法
排出水(3号基準) (臭気指数)	31	

(5) 焼却炉排出ガス規制基準

項目	規制基準	関連法令
塩化水素 (mg/Nm ³)	700(O ₂ 12%換算値)	大気汚染防止法
ばいじん (g/Nm ³)	0.08(O ₂ 12%換算値)	大気汚染防止法
ばいじん (g/時)	1号炉 703.4	注1) 県条例
	2号炉 571.4	
硫黄酸化物 (Nm ³ /時)	1号炉 13.78	大気汚染防止法
	2号炉 9.94	
硫黄酸化物 (Nm ³ /時)	2.81/2炉	注1) 県条例
窒素酸化物 (ppm)	250(O ₂ 12%換算値)	注1) 県条例
カドミウム (mg/Nm ³)	0.5	注1) 県条例
塩素 (mg/Nm ³)	3.17	注1) 県条例
ふっ素 (mg/Nm ³)	2.5	注1) 県条例
鉛 (mg/Nm ³)	10	注1) 県条例
アンモニア (ppm)	50	注1) 県条例
シアン化合物 (mg/Nm ³)	11.6	注1) 県条例
全水銀 (mg/Nm ³)	50(O ₂ 12%換算値)	大気汚染防止法
臭気排出強度 (Nm ³ /分)	280,000	大気汚染防止法

注1: 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

5. 組織図



- 水質管理センターの予算執行及び庶務に関すること
- 下水、し尿、雑排水等の処理及び処分に関すること
- 施設の運転記録に関すること
- 施設の補修に係る調査、設計及び施工に関すること
- 汚泥処分地に関すること
- 施設の水質管理に関すること
- 施設に係る環境調査に関すること

令和6年4月1日現在

注1:下水道事業に係る組織のみ抜粋